

困難を有する子ども・若者の支援団体育成事業補助金交付取扱要領

(平成 25 年 7 月 22 日施行)

(趣 旨)

第 1 この要領は、困難を有する子ども・若者の支援団体育成事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の適正な執行を確保するため、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 本事業は、長野県内で社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者支援を行う民間団体を育成することを目的とする。

(応募書類の提出等)

- 第 3 当該補助金は、同一団体については原則 3 年を限度として応募ができるものとする。ただし、平成 25 年度に補助対象となり、以降引続き補助を受けた団体については、途中の事業数の増減等に関わらず、平成 28 年度（平成 29 年 3 月分）まで応募ができるものとする。
- 2 本事業の応募に当たっては、別に定める応募書類を長野県へ提出するものとする。
 - 3 応募できる事業の数は 1 民間支援団体につき 2 事業を限度とする。ただし、「出口戦略を持った居場所の提供」を申請する場合は、「訪問相談（アウトリーチ）」を併せて申請するものとする。

(補助対象事業の条件等)

- 第 4 要綱第 4 に規定する「訪問相談（アウトリーチ）」、「出口戦略をもった居場所の提供」及び「宿泊を伴う研修」は、各事業について次の各号の条件を全て満たすものとする。
- (1) 「訪問相談（アウトリーチ）」は訪問相談支援員を配置すること。
 - (2) 「訪問相談（アウトリーチ）」の訪問相談支援員は、現場での支援、相談業務等の実務経験 1 年以上又は相談に関する専門的な資格を持った者とする。
 - (3) 「訪問相談（アウトリーチ）」の自宅等への訪問相談は、年間延べ 24 回以上実施すること。
 - (4) 「訪問相談（アウトリーチ）」は 1 月間に 15 日以上、相談窓口を開設すること。
 - (5) 「訪問相談（アウトリーチ）」は支援対象者ごとの支援プログラムを作成し、必要に応じて医師などの専門家の意見を聴取し反映させること。
 - (6) 「出口戦略を持った居場所の提供」は現場での支援、相談業務等の実務経験 1 年以上又は相談に関する専門的な資格を持った者を配置すること。
 - (7) 「出口戦略を持った居場所の提供」は、1 日の開設時間は 5 時間以上とし、年間 90 日以上居場所を開設すること。

- (8) 「出口戦略を持った居場所の提供」は支援対象者ごとの支援プログラムを作成し、必要に応じて医師などの専門家の意見を聴取し反映させること。
- (9) 「出口戦略を持った居場所の提供」はただの居場所ではなく、将来に向けた出口戦略を持った居場所の提供を行うこと。
- 2 補助金の積算に係る対象経費の上限は、別表のとおりとする。
- 3 補助対象事業は、交付決定日から3月31日までに実施される事業とする。

(補助対象外事業)

- 第5 「地域若者サポートステーション事業」で類似の事業を実施している場合は補助の対象としない。ただし、対象経費が明確に区分できるものはこの限りでない。
- 2 国、県及び市町村の補助制度により当該事業に類似した事業の補助を受けている場合は補助の対象としない。ただし、対象経費が明確に区分できるものはこの限りでない。

(個人情報の取扱い)

- 第6 民間支援団体で実施する補助事業で知り得た個人情報の取り扱いには十分に留意するものとする。

(記録簿)

- 第7 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備すること。

(留意事項)

- 第8 宿泊場所等として利用する建物については、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮されたものとする。

(その他)

- 第9 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表

事業名	内容		補助金条件	対象経費及び人員の上限
訪問相談 (アウトリーチ)	支援員 の 報酬	訪問支援(アウトリーチ)	年24回以上 実施	・1回6,000円/人 ・同時対応は2名まで
		相談窓口	月15日以上 開設	・1日6,000円/人 ・1名まで
出口戦略を持った 居場所の提供		居場所の 開設	1日5時間 以上 年90日以上 開設	・1日6,000円/人 ・1日あたり利用者数÷6 (端数切り上げ)名まで ただし利用者1~6名の場合 は2名までとする。
共通	支援員の共済費		なし	・内容が報酬額に係る厚生年金保険・健康保険であって、報酬を上限により減額した場合は、報酬の減額率と同率で減額した金額
	専門家への謝金		必要に応じて 意見聴取	・年153,600円まで ※人数、回数に関係なく上記金額まで

※積算方法等が上記に当てはまらない場合は、協議の上決定する。